

# 『環』の公共事業実施ガイドラインチェックリスト

工 事 名	平成23年度府営ため池等整備事業室口池地区 残土処分地整形工事	
実 施 番 号	(農・中改)-23-ため池-室口池地区2(福知山市)	
工 事 箇 所	京都府福知山市室 地内	
発 注 機 関	京都府中丹広域振興局(中丹土地改良事務所)	
評 価 実 施	設計・積算段階	平成23年10月5日
	施工段階 (工事完成時)	平成24年1月10日

<p><b>地域の環境像 / 環境の保全に配慮する事項</b></p> <p>施行地は豊かな水辺環境と動植物の生息に適した自然環境を有しており、ため池とその周辺及び周辺地域の森林等を連携させながら、豊かな自然環境を体感できる地域づくりを目指す。</p> <p>環境の保全に配慮する事項:ため池内では、外来種の生息が確認されており、工事実施にあたって外来種が移動しないように、または駆除するように配慮する。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

配慮項目	設計・積算段階	完成時
<b>■地球環境・自然環境</b>		
<b>●地球温暖化(CO2排出量等)</b>		
①府内産の間伐材や現地発生材を使用する。	- -	- -
②省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用する。	- -	- -
③CO2の吸収やヒートアイランド現象の抑制に資する緑化を推進する。	- -	- -
<b>●地形・地質・土砂移動</b>		
①京都府レッドデータブックに掲載された地形・地質などの分布状況を把握し、改変を回避する。	- -	- -
②現況地形を極力残す。	○ ○	○ ○
<b>●野生生物・絶滅危惧種</b>		
①京都府レッドデータブックに掲載された絶滅危惧種や、地域で特に貴重と考えられる野生生物などの生息・生育状況を把握し、生息・生息環境の改変を回避する。	- -	- -
②構造物が動物の移動の支障とならないようにする。やむ終えない場合は、新たな移動経路を設置する。	- -	- -
③野生生物の繁殖期間、産卵期間等における影響を低減する。	- -	- -
<b>●生態系</b>		
①京都府レッドデータブックに掲載された地域生態系や当該地域固有の生態系などの分布状況を把握し、改変を回避する。	- -	- -
②地域産の郷土種を利用した緑化・植栽や表土の復元、構造物の覆土などにより生態系を保全する。	- -	- -
③樹木等の伐採を必要最小限に抑え、樹林地や草地、水際部から後背地などの自然植生の連続性を確保する。	- -	- -
<b>■生活環境</b>		
<b>●水環境・水循環</b>		
①工事施工に伴う汚水、濁水、土砂の流出による環境悪化を防止するとともに、水循環を阻害しない工法で行う。	○ ○	○ ○
<b>●大気環境</b>		
①工事施工中の排ガス対策や臭気発生防止対策を行う。	○ ○	○ ○
<b>●土壌・地盤環境</b>		
①客土による汚染土壌の導入や化学物質などによる土壌の汚染を防止する。	- -	- -
②土地の履歴調査により汚染物質の有無を把握する。鉱山跡地等で重金属の影響ある場合は土地の改変を回避する。	- -	- -

配慮項目	設計・積算段階	完成時
<b>●騒音・振動</b>		
①騒音、振動等に配慮した工法を採用する(低振動、低騒音型の建築機械を使用する)。また、防音壁、防音シート、緩衝緑地等を設置し、騒音防止を図る。	- -	- -
②早朝や夜間の建設機械の稼働を避ける。	○ ○	○ ○
<b>●廃棄物・リサイクル</b>		
①現況地形を活かし、造成土量を抑制する。	- -	- -
②建設発生土の再利用、植物廃材の有効利用、再生骨材や再生砕石等の資源活用に努める。	- -	- -
<b>●化学物質、粉塵</b>		
①施工前に有害化学物質の有無を確認する。施工時は防塵シートの設置や散水を行う。	- -	- -
<b>●電磁波、電波環境、日照</b>		
①電波障害、日照障害等を防止する。	- -	- -
<b>■地域個性・文化環境</b>		
<b>●景観</b>		
①構造物等の位置、規模、構造、形態、意匠、素材及び色彩等について、地域の特性や統一性に配慮する。	- -	- -
②周辺の景観や自然植生と調和した緑化を行ったり、支障となる樹木等の移植を行い修景に活かしたりする。	- -	- -
③歴史的構造物等の優れた歴史的・文化的景観に近接する場合は、一体的な保全及び修景に配慮する。	- -	- -
<b>●地域の文化資産</b>		
①史跡・名勝・天然記念物、埋蔵文化財包蔵地、文化財環境保全地区、文化財指定・登録の建造物、庭園、石造物等の状況を把握し、直接的な影響及び周辺環境の改変などを回避する。	- -	- -
②構造物等の位置、規模、構造、形態、意匠、素材及び色彩等について、地域の風土や文化などの文化資産に調和したものとする。	- -	- -
③古道や街道、峠、社寺への参道など、歴史的に重要な道については、その線形や形態等を保存する。鎮守の森や神木などの民間信仰の対象、故事来歴等の保存にも配慮する。	- -	- -
<b>●里山の保全</b>		
①近隣の里山やため池の分布や植生の状況を把握し、地域で典型的な里山やため池の消失や分断を回避する。	- -	- -
<b>●伝統的行祭事</b>		
①年中行事や祭礼、儀礼、法会、民俗芸能などの、地域における風俗習慣の拠点となっている場所を把握し、影響を回避する。	- -	- -
②地域における伝統的行祭事の実施を施工により中断、分断等させない。	- -	- -
<b>●地域住民との協働</b>		
①計画策定や施工、施工後の管理において、地域住民との協働の仕組みを取り入れる。	- -	- -
②水辺の親水性を確保、形成する。	- -	- -